

**8) 情報アクセス・コミュニケーション保障 (情報をえる・ほかの人と関係を持つ)**

情報バリアフリーを進めるために何が必要かについて障害のある人が参加して調べ平成24年(2012年)の終わりまでに結論を出すこと。

地震や津波、台風、洪水などの災害が起りそうな時や起きた時、役所から障害のある人にわかる形で連絡が入るようにするために何が必要か調べ、平成24年(2012年)の終わりまでに結論を出すこと。

**9) 政治参加 (選挙など政治に参加する)**

テレビの政見放送(政党や候補者が意見を述べること)に字幕と手話をつけることについて調べ、平成23年(2011年)3月末までに結論を出すこと。

投票所のバリアフリーを進め、投票所へ一人で行くことが難しい人への支援を行うよう、市町村選挙管理委員会に求めること。

**10) 司法手続き (警察や裁判などの手続き)**

事件の被害者や加害者になった時、様々な障害のある人が困らないようにするために警察官や弁護士、検事、裁判官は何をしなければいけないのか調べ、平成24年(2012年)の終わりまでに結論を出すこと。

弁護士や裁判官、検事、警察官、刑務官が障害のある人を理解するために必要な研修を、障害のある人や関係者の協力を得て進めること。

**11) 国際協力 (世界の人と協力し合う)**

国連のアジア太平洋障害者の十年という、アジア太平洋地域での障害に関する協力を進めること。

**障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方**  
(これからの推進会議と部会の取り組みと進め方)

